

平成 28 年度 第 2 次補正予算

# 【小規模事業者持続化補助金】のお知らせ

《申請受付期間：平成 29 年 1 月 27 日（金）必着》

小規模事業者（※）が、商工会等の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の 2 / 3 を補助します。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が

製造業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業を主たる事業とする場合は 20 人以下、  
卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は 5 人以下の  
事業所を指します。

## 1 対象となる経費

補助対象となる経費は、補助事業中に販路開拓または生産性向上の取組みを実施したことに要する費用の支出に限られます。

- 例えば…
- 商品パッケージを刷新して PR 力を高めたい
  - 新規顧客獲得のためにチラシを作りたい
  - HP をリニューアルして情報発信力を高めたい
  - 新しい機械を導入して新商品開発したい
  - 新たに看板を設置して集客力を向上したい



※ **交付決定前の支出は、補助対象外となるのでご留意下さい。**

## 2 補助金の額

補助対象経費の 2 / 3 が補助されます（ただし上限は 50 万円）。

※ 補助上限額が引上がる取組みもあります。詳しくは公募要領をご確認下さい。

※ **採択された補助金は、実施後の精算払い（後払い）になります。**

## 3 申請から補助金交付までの流れ

申請書類の作成・応募

申請書類の作成については商工会の支援が受けられます。  
**締切の 2 週間前までに** 商工会にご相談下さい。

事業の採択・交付決定

申請書の内容に基づき、有識者による審査が行われます。  
採択・非採択問わず、全員に対して結果が通知されます。

事業実施・完了報告

事業実施期間は、  
**交付決定日から平成 29 年 12 月 31 日（日）** までです。  
**決定前の支出は、補助対象外となるのでご留意下さい。**

補助金請求・補助金の交付

事業実施後に請求を行い、補助金が交付されます。  
**※補助金は精算払い（後払い）となります。**

お問い合わせ窓口

申請窓口

志布志市商工会

TEL (099) 472-1108 FAX (099) 472-0939

交付要項など詳しい情報は商工会 HP から入手できます。

<http://shibushi.kashoren.or.jp/> または [志布志市商工会](#) [検索](#)